

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律 第128条第1項第1号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

特定被災区域(別紙)において震災前から継続して事業を行っていた者(※4)が、東日本大震災に起因して、その事業に影響を受けた後、次の要件に該当するものであること。

- ・震災後の最近3か月間(※1)の売上高又は販売数量(※2)(建設業にあつては、完成工事高又は受注残高。以下「売上高等」という。)が、震災の影響を受ける直前の同期(※3)に比して10%以上減少していること。

※1)「最近3か月間」は、申請日から6か月以内(申請月を除く)の連続する3か月間とします。

(例)・令和7年12月申請の場合:令和7年6月～令和7年11月のうちの連続する3か月間が対象

※2)平均販売数量は、単価が同一である単一製品を取扱う中小企業者のみが利用できます。

※3)「震災の影響を受ける直前の同期」は、平成23年2月以前の対応する期間となります。ただし、震災後一定期間後に震災の影響を受けた場合は、理由書に明記のうえ、平成23年3月～前年のいずれかの同期とすることも可能です。

※4)札幌市内の中小企業者が該当する場合は、以下の例示のとおり。

(例)・札幌市内に本店を有する中小企業が、被災地に支店を有しており、当該支店が被災したことにより、札幌市内の本店も震災の影響を受けた。

・特定被災地域の事業者が、被災して札幌市内に避難・移転し、札幌市内で事業所を開設する。

2 認定申請手続について

申請書類に必要事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請して下さい。

なお、申請受付時間は9:00～12:00、13:00～16:30です。

共通書類	申請書類	○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定による認定申請書【特定被災区域内】①及び② ○売上高等に関する資料
	確認書類	○「最近3か月間」及び「震災の影響を受ける直前の同期」における売上高等を確認できる試算表・元帳など ○被災地に支店を有すること、被災地で事業を行っていたこと等が確認できる書類
法人の場合		○現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し ○決算報告書の原本又は写し(直近1期分)
個人の場合		○確定申告書の写し(直近1期分)※事業所の所在地及び業種名が確認できるもの

※ 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書②を認定書として交付いたします(認定申請書①は札幌市の控えとなります)。

※ 認定書は、有効期限内(30日間)に金融機関又は信用保証協会に提出してください。

【相談・申請受付窓口】

札幌中小企業支援センター

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目
北海道経済センタービル2階

電話:011-200-5511

【制度の運用】

札幌市経済観光局経営支援・雇用労働担当部

商業・経営支援課金融・経営支援担当係

所在地:札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市役所本庁舎15階

電話:011-211-2372

(別紙)

特定被災区域

○東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第2条第2項及び第3項の市町村を定める政令

第2条 法第2条第3項の災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用された市町村のうち政令で定めるものは、別表第2のとおりとする。

2 法第2条第3項のこれに準ずる市町村として政令で定めるものは、別表第3のとおりとする。

別表第2

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 北上市 久慈市 遠野市 一関市 陸前高田市 釜石市 二戸市 八幡平市 奥州市 岩手郡雫石町 同郡葛巻町 同郡岩手町 同郡滝沢村 紫波郡紫波町 同郡矢巾町 和賀郡西和賀町 胆沢郡金ケ崎町 西磐井郡平泉町 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町 同郡岩泉町 同郡田野畑村 同郡普代村 九戸郡軽米町 同郡野田村 同郡九戸村 同郡洋野町 二戸郡一戸町
宮城県	仙台市 石巻市 塩竈市 気仙沼市 白石市 名取市 角田市 多賀城市 岩沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 刈田郡蔵王町 同郡七ヶ宿町 柴田郡大河原町 同郡村田町 同郡柴田町 同郡川崎町 伊具郡丸森町 亙理郡亙理町 同郡山元町 宮城郡松島町 同郡七ヶ浜町 同郡利府町 黒川郡大和町 同郡大郷町 同郡富谷町 同郡大衡村 加美郡色麻町 同郡加美町 遠田郡涌谷町 同郡美里町 牡鹿郡女川町 本吉郡南三陸町
福島県	福島市 会津若松市 郡山市 いわき市 白河市 須賀川市 喜多方市 相馬市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 本宮市 伊達郡桑折町 同郡国見町 同郡川俣町 安達郡大玉村 岩瀬郡鏡石町 同郡天栄村 南会津郡下郷町 同郡檜枝岐村 同郡只見町 同郡南会津町 耶麻郡北塩原村 同郡西会津町 同郡磐梯町 同郡猪苗代町 河沼郡会津坂下町 同郡湯川村 同郡柳津町 大沼郡三島町 同郡金山町 同郡昭和村 同郡会津美里町 西白河郡西郷村 同郡泉崎村 同郡中島村 同郡矢吹町 東白川郡棚倉町 同郡矢祭町 同郡塙町 同郡鮫川村 石川郡石川町 同郡玉川村 同郡平田村 同郡浅川町 同郡古殿町 田村郡三春町 同郡小野町 双葉郡広野町 同郡檜葉町 同郡富岡町 同郡川内村 同郡大熊町 同郡双葉町 同郡浪江町 同郡葛尾村 相馬郡新地町 同郡飯館村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 石岡市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 銚田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
千葉県	千葉市 旭市 習志野市 我孫子市 浦安市 香取市 山武市 山武郡九十九里町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村

別表第3

青森県	三沢市 三戸郡階上町
茨城県	古河市 結城市 坂東市
栃木県	足利市 佐野市
埼玉県	久喜市
千葉県	銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 八千代市 印西市 富里市 匝瑳市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 山武郡大網白里町 同郡横芝光町 長生郡白子町

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第128条第1項第1号の規定による認定申請書【特定被災区域内】 ①

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
申請者 企業名
代表者
電話番号

私は、東日本大震災の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日 年 月 日

2 最近3か月間の売上高等

※販売数量の減少の場合には()内に単位を記載してください。
ただし、単価の異なる製品を取り扱う場合には利用できません。
減少率

$\frac{B-A}{B} \times 100$ % (実績)

A: 震災の発生後最近3か月間の売上高等
(年 月 日 ~ 年 月 日) 円()

B: 震災の影響を受ける直前の
Aの期間に対応する3か月間の売上高等
(年 月 日 ~ 年 月 日) 円()

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律
第128条第1項第1号の規定による認定申請書【特定被災区域内】 ②

令和 年 月 日

(あて先) 札幌市長

所在地
申請者 企業名
代表者
電話番号

私は、東日本大震災の発生に起因して、下記のとおり、経営の安定に支障が生じておりますので、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条第1項第1号の規定に基づき認定されるようお願いします。

記

1 特定被災区域内での事業開始年月日 年 月 日

2 最近3か月間の売上高等

※販売数量の減少の場合には()内に単位を記載してください。
ただし、単価の異なる製品を取り扱う場合には利用できません。

$$\frac{B-A}{B} \times 100$$

減少率

%(実績)

A: 震災の発生後最近3か月間の売上高等
(年 月 日 ~ 年 月 日)

円()

B: 震災の影響を受ける直前の
Aの期間に対応する3か月間の売上高等
(年 月 日 ~ 年 月 日)

円()

札幌商第 号

令和 年(年) 月 日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(注)本認定書の有効期間:令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

札幌市長 秋元 克広

(留意事項)

- 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。
- 本認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、東日本大震災復興緊急保証の申込みを行うことが必要です。

売上高等に関する資料

3か月間の売上高等

	令和 年（最近3か月）	平成 年 （震災の影響を受ける直前の同期）
月 売上高等	円（ ）	円（ ）
月 売上高等	円（ ）	円（ ）
月 売上高等	円（ ）	円（ ）
3か月合計 売上高等	A= 円（ ）	B= 円（ ）

※ 販売数量の減少の場合には（ ）内に単位を記載してください。ただし、単価の異なる製品を取り扱う場合には利用できません。

※ 本資料に記載された数字を確認できる資料（試算表、元帳など）の添付が必要です。